**〇〇通所介護事業所運営規程**

（参考様式１１）

第１号通所事業運営規程作成例

**（指定１日型デイサービス及び指定短時間型デイサービス）**

（事業の目的）

第１条　〇〇法人が開設する〇〇通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定１日型デイサービス事業及び指定短時間型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定１日型デイサービス及び指定短時間型デイサービス（以下「指定１日型デイサービス等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定１日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　指定短時間型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を中心とした支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　前３項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴　名　称　　〇〇通所介護事業所

⑵　所在地　　広島市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

⑴　管理者　１人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

⑵　生活相談員　サービス提供時間を通じて１名以上

生活相談員は、事業所に対する指定１日型デイサービス等の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して１日型デイサービス計画又は短時間型デイサービス計画（以下「１日型デイサービス計画等」という。）の作成等を行う。

⑶　介護職員　単位ごとに、サービス提供時間を通じて、利用者数が１５人までの場合には１人以上、１５人を超える場合には１５人を超える部分の数を５で割って得た数に１を加えた数以上

　　　介護職員は、１日型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

　⑷　看護職員　単位ごとに１人以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

⑸　機能訓練指導員　１人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

* 生活相談員又は介護職員のうち１人は、常勤者。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

⑴　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月〇日から〇日まで及び１２月〇日から１月〇日までを除く。

⑵　営業時間　午前〇時から午後〇時までとする。

⑶　サービス提供時間

①　指定１日型デイサービス　　午前〇時から午後〇時

②　指定短時間型デイサービス　１単位目　午前〇時から午後〇時

　　　　　　　　　　　　　　　２単位目　午後〇時から午後〇時

（指定１日型デイサービス等の利用定員）

第６条　指定１日型デイサービス等の利用定員は、次のとおりとする。

　⑴　指定１日型デイサービス　〇〇名

⑵　指定短時間型デイサービス　〇〇名

（指定１日型デイサービス等の内容）

第７条　指定１日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

　⑴　生活指導、相談援助

⑵　健康チェック

⑶　機能訓練

⑷　食事の提供

⑸　入浴介助

⑹　送迎

２　指定短時間型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

⑴　生活指導、相談援助

⑵　健康チェック

⑶　機能訓練

⑷　送迎

（利用料等）

第８条　指定１日型デイサービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定１日型デイサービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

⑴　次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで１㎞につき○○円

⑵　食事の提供に要する費用　○○円（おやつ代含む）

⑶　おむつ代　○○円

⑷　前各号に掲げるもののほか、指定１日型デイサービス等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用　実費

３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、広島市○○区、○○区（○○町を除く。）とする。

（衛生管理等）

第１０条　事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　指定１日型デイサービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　利用者に対する指定１日型デイサービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　利用者に対する指定１日型デイサービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１３ 条　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情及び相談に対する体制）

第１４条　事業者は、指定１日型デイサービス等の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、提供した指定１日型デイサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（利用者の虐待の防止のための措置）

第１５条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待の防止のための指針を整備する

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　（１）　採用時研修　採用後○カ月以内

　（２）　継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定１日型デイサービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間（第１号事業支給費の請求の根拠となる記録については５年間）保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は〇〇法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。